

公益財団法人高エネルギー加速器科学研究奨励会 個人情報保護規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人高エネルギー加速器科学研究奨励会(以下「奨励会」という。)が定める「個人情報の保護に関する基本方針」に従い、個人情報の適正な取扱いに関して奨励会の役職員が遵守すべき事項を定め、これを実施運用することにより個人情報を適切に保護・管理することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において使用する用語については、次のとおりとする。

- (1) 「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であり、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。）並びに個人識別符号が含まれるものをいう。
- (2) 「要配慮個人情報」とは、個人情報保護法第2条第3項に規定する個人情報であって、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして法令で定める記述等が含まれるものをいう。
- (3) 「個人番号」とは、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」という。)第7条第1項又は第2項の規定により、住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。
- (4) 「特定個人情報」とは、個人番号をその内容に含む個人情報をいう。
- (5) 「特定個人情報等」とは、特定個人情報及び関連情報を併せたものをいう。
- (6) 「個人番号関係事務」とは、番号法第9条第3項の規定により個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務を言う。
- (7) 「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合で、次に掲げるものをいう。
 - ア 特定の個人情報をコンピューターを用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - イ 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの(8) 「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- (9) 「保有個人データ」とは、奨励会が開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データをいう。
- (10) 「本人」とは、当該個人情報によって識別される、又は識別され得る、生存する特定の個人をいう。
- (11) 「役職員等」とは、奨励会に所属する理事、監事、評議員及び職員をいう。

(12) 「個人情報管理責任者」とは、代表理事によって指名された者であって、個人情報保護の運用に関する責任と権限を有する者をいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、すべての役職員等に適用する。また、退職後においても在任又は在籍中に取得・アクセスした個人情報については、この規程に従うものとする。

- 2 各種委員会委員、顧問及び奨励会の事業について委嘱又は依頼を受けた者が、奨励会の業務に従事する場合には、当該従事者はこの規程を遵守しなければならない。
- 3 前項の従事者を管理する立場にある者は、当該従事者に対し、この規程の遵守を確保するために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報管理責任者)

第4条 奨励会においては、業務執行理事を個人情報管理責任者とする。

- 2 個人情報管理責任者は、この規程等の適正な実施及び運用を図り個人情報が外部に漏洩したり、不正に使用されたりあるいは改竄されたりすること等がないように管理する責を負う。

(個人情報の取得)

第5条 個人情報の取得は、適法かつ公正な方法によって行い、偽りその他不正な手段によって取得してはならない。また、要配慮個人情報については、原則として法令で定める場合を除き事前に本人の同意を得ないで取得することができない。

- 2 本人から直接に個人情報を取得する場合には、本人（本人が未成年者の場合はその保護者。以下「本人等」という。）に対して、次に掲げる事項又はそれと同等以上の内容の事項を通知し、または公表しなければならない。

- (1) 奨励会の名称、個人情報管理責任者の氏名及び連絡先
- (2) 個人情報の利用目的
- (3) 保有個人データに関する次に掲げる権利の存在及び当該権利行使のための方法
 - ア 当該データの利用目的の通知を求める権利
 - イ 当該データの開示を求める権利及び第三者提供の停止を求める権利
 - ウ 当該データに誤りがある場合にその内容の訂正、追加又は削除を求める権利
 - エ 当該データの利用の停止又は消去を求める権利

- 3 前項において、本人から書面（電磁的記録を含む。）に記載された個人情報を直接取得する場合には、あらかじめ本人に対しその利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

(特定個人情報の提供、収集等の制限)

第6条 個人番号関係事務を処理する者が、個人番号関係事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供する場合を除き、特定個人情報の提供又は特定個人情報（他人の個人番号を含むものに限る。）の収集若しくは保管をしてはならない。

(個人番号の利用範囲)

第7条 個人番号関係事務を処理する者は、当該事務を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる。

(利用目的及び個人情報の利用)

第8条 個人情報を取扱うに当たっては、事前にその利用目的を明確に定めるものとし、当該利用目的は、奨励会の業務において必要な範囲であり、かつ本人等から同意を得、又は通知もしくは公表した利用目的の範囲内でなければならない。

- 2 特定個人情報を除く個人情報は、利用目的を変更することができる。ただし、本人の同意を必要とするとともに、変更前の利用目的との関連性を有する範囲内とする。
- 3 違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法で個人情報を利用してはならない。

(個人情報の提供)

第9条 法令で定める場合を除き、個人データは第三者に提供してはならない。

(個人データの正確性確保)

第10条 個人データは、利用目的達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の内容に保つよう管理運営しなければならない。

(安全管理)

第11条 個人情報管理責任者は、個人データの安全管理のため、個人データの不正アクセス、漏洩、滅失又は毀損防止に努めるものとする。

- 2 個人情報管理責任者は、必要に応じて個人データの安全管理のため、必要かつ適正な措置を定めるものとし、当該個人データを取扱う役職員等に遵守させなければならない。

(役職員等の監督)

第12条 個人情報管理責任者は、個人データの安全管理が図られるよう、個人情報等を扱う役職員等に対して必要かつ適切な指導・監督を定期的に行わなければならない。

(個人情報等の消去・廃棄)

第13条 利用する必要がなくなった個人データについては、遅滞なく消去しなければならない。

- 2 個人情報管理責任者は、個人データの消去・破棄を行うにあたり、消去・廃棄の日、消去・廃棄した個人データの内容及び消去・廃棄の方法を書面に記録しなければならない。

(通報及び調査義務等)

第14条 役職員等は、個人データの漏洩、滅失又は毀損（以下「漏洩等」という。）を知った場合又はそのおそれがあると気づいた場合には、直ちに個人情報管理責任者に通報しなければならない。

- 2 個人情報管理責任者は、個人情報の外部への漏洩について役職員等から通報を受けた場

合には、直ちに被害が拡大しないよう必要な措置を講じるとともに、事実関係を調査しなければならない。

- 3 個人情報管理責任者は、前項の調査結果に基づき当該漏洩等の影響範囲を特定し、関係機関とも相談のうえ当該漏洩等についての具体的対応及び対策を講じるとともに、再発防止策を策定しなければならない。
- 4 個人情報管理責任者は、第2項の調査の結果を行った場合、次に定める事項を直ちに代表理事に報告しなければならない。
 - ア 漏洩した情報の範囲
 - イ 漏洩先
 - ウ 漏洩した日時
 - エ その他調査で判明した事実

(報告)

第15条 次に掲げる事態が確認された場合には、奨励会から関係機関に対し、法令で求められる事項を報告しなければならない。

- ア 要配慮個人情報が含まれる個人データ（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下同じ。）の漏洩等が発生し、又は発生したおそれがある事態
 - イ 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏洩等が発生し、又は発生したおそれがある事態
 - ウ 不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏洩等が発生し、又は発生したおそれがある事態
 - エ 個人データに係る本人の数が1000人を超える漏洩等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- 2 個人情報管理責任者は、関係機関とも相談のうえ、当該漏洩についての具体的対応及び対策を講じるとともに、再発防止策を策定しなければならない。
 - 3 第1項に定める事態が生じた場合、奨励会から本人に対し、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

(自己情報に関する権利)

第16条 本人から当該本人が識別される保有個人データの開示を求められた場合は、原則として合理的な期間内にこれに応じるものとする。

- 2 本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないことを理由に、保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）を求められた場合は、利用目的の達成に必要な範囲で、原則として合理的な期間内に調査を行い、調査結果に応じて訂正等を行う。訂正等を行ったとき、または訂正を行わないことを決定したときは、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を遅滞なく本人に通知する。

(個人情報の利用又は提供の拒否権)

第17条 本人から当該本人が識別される保有個人データの自己の情報についての利用又は第

三者への提供の停止を求められた場合は、原則としてこれに応じるものとする。ただし、当該保有個人データについて次に掲げるいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 法令の規定に基づき保有個人データを取り扱う場合
- (2) 本人又は公衆の生命、健康、財産などの重大な利益を保護するために保有個人データを取り扱う場合
- (3) 契約に係る義務を履行するために当該保有個人データを取り扱う必要がある場合
- (4) 違法又は不当な行為を防止するために当該保有個人データを取り扱う必要がある場合
- (5) 法的主張、権利行使又は防御のために当該保有個人データを取り扱う必要がある場合

(苦情の処理)

第18条 奨励会の個人情報の取扱いに関する苦情の窓口業務は、事務局が行う。

- 2 個人情報管理責任者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備並びに支援を行う。
- 3 事務局は、適宜、個人情報管理責任者に苦情の内容について報告するものとする。

(雑則)

第19条 この規程に定めるもののほか奨励会が保有する特定個人情報の取扱いについては別に定める。

(改廃)

第20条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、2025年4月1日から施行する。